

総合計画審査特別委員会

令和2年9月11日（金曜日）第1号

○出席委員（11名）

委員長 飯澤明彦君
委員 中道博武君
高田浩子君
増井浩一君
沢田広志君
小黒弘君

副委員長 多比良和伸君
委員 佐々木政幸君
増山裕司君
北谷文夫君
辻 勲君

（議長 水島美喜子）

○欠席委員（0名）

○ 総合計画審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡雅文
教育長 高橋豊
砂川市監査委員 栗井久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長 湯浅克己
総務部長 熊崎一弘
兼 会計管理者
総務課長 東正人
総務課副審議監 板垣喬博
市長公室課長 安原雄二
政策調整課長 井上守久
政策調整課副審議監 玉川晴久
庁舎建設推進課長 畠山秀樹
庁舎建設推進課副審議監 徳永敏宏
開発推進課長 金泉敏博
市民部長 峯田和興
市民生活課長 伊藤修一
税務課長 堀田一茂

保 健 福 祉 部 長	中 村 一 久
社 会 福 祉 課 長	安 田 貢
兼 子 ども 通 園 セ ン タ ー 所 長	
介 護 福 祉 課 長	佐 藤 哲 朗
兼 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長	
経 済 部 長	福 士 勇 治
商 工 労 働 観 光 課 長	為 国 修 一
農 政 課 長	野 田 勉 史
建 設 部 長	近 藤 恭 史
建 設 部 技 監	小 林 哲 也
兼 土 木 課	
土 木 課 副 審 議 監	岩 崎 賢 一
建 築 住 宅 課 長	斉 藤 隆 史
建 築 住 宅 課 副 審 議 監	渋 谷 正 人
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	山 田 基
病 院 事 務 局 審 議 監	渋 谷 和 彦
兼 経 営 企 画 課 長	
管 理 課 長	為 国 泰 朗
管 理 課 技 術 長	大 内 文 雄
医 事 課 長	倉 島 久 徳
地 域 医 療 連 携 課 長	山 川 和 弘
研 修 管 理 室 副 審 議 監	森 田 康 晴
附 属 看 護 専 門 学 校 副 審 議 監	細 川 仁

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 次 長	河 原 希 之
学 務 課 長	是 枝 貴 裕
学 務 課 指 導 主 事	松 田 安 弘
社 会 教 育 課 長	
兼 公 民 館 長	安 武 浩 美
兼 図 書 館 長	
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 々 木 純 人
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	今 崎 大 三

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	熊 崎 一 弘
-----------------------	---------

- | | | | |
|-------------------------------|---|---|-------|
| 選挙管理委員会事務局次長 | 東 | 正 | 人 |
| 6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者 | | | |
| 農業委員会事務局長 | 福 | 士 | 勇 治 |
| 農業委員会事務局次長 | 野 | 田 | 勉 |
| 7. 本委員会の事務に従事する者 | | | |
| 事務局 長 | 和 | 泉 | 肇 |
| 事務局 次 長 | 川 | 端 | 幸 人 |
| 事務局 主 幹 | 山 | 崎 | 敏 彦 |
| 事務局 係 長 | 斉 | 藤 | 亜 希 子 |

開会 午前10時19分

○議長 水島美喜子君 ただいまから総合計画審査特別委員会を開きます。

お諮りします。正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

総合計画審査特別委員長には飯澤明彦委員、同副委員長には多比良和伸委員を指名いたします。

休憩 午前10時19分

〔委員長 飯澤明彦君 着席〕

再開 午前10時20分

○委員長 飯澤明彦君 総合計画審査特別委員会を開催いたします。

直ちに議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第6号 砂川市第7期総合計画基本構想についてを議題とします。

基本計画について説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 議案第6号、砂川市第7期総合計画、この委員会では基本計画の部分の提案をさせていただきたいと思えます。29ページ以降、ご説明を申し上げます。

30ページをお開きいただきたいと存じます。1、施策の体系であります。施策の体系につきましても、基本構想に掲げる目指す都市像を実現するために、まちづくりの基本目標6項目を一覧として表したものであります。

基本目標1は医療・保健・福祉関係、7施策、22基本事業、基本目標2は生活環境・防災関係の6施策、14基本事業、基本目標3は教育・文化・スポーツ関係の5施策、17基本事業、基本目標4は産業振興関係の5施策、15基本事業、基本目標5は都市基盤関係の5施策、15基本事業、基本目標6は市民参画・コミュニティ行政運営関係の6施策、11基本事業とし、基本目標6項目、合計で34施策、94基本事業として計画を推進していくものでございます。

32ページを御覧ください。2、まちづくりの重点課題の推進であります。目指す都市像である自然に笑顔があふれ、明るい未来をひらくまちの実現のため、6つの重点課題を課題解決に向けた取組を推進してまいります。

1点目は、安心と健康な暮らしの推進であります。近年では、地震や集中豪雨などによる自然災害の発生、少子高齢化の進行など、これまで経験したことのない事案が生じており、生涯にわたり安心して健康に暮らすことができる地域の構築が求められています。

災害への備えでは、地域ぐるみで防災活動に取り組むなど、防災意識の高いまちの構築

に向けて取組を進めます。

また、健康診断や予防医療などを通し、誰もが健康を保持し、生きがいを持って住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを推進いたします。

2点目は、子育て支援と教育の推進であります。少子高齢化や高度情報化の急速な進展など、現代社会は目まぐるしく変化しています。次代のまちづくりを担う子供や若者、子育て世帯に対し、社会全体で支援するとともに、子供たちの生きる力を育む教育の推進、生涯にわたり学び続けることができる学習環境の整備が求められております。

妊娠・出産期から子育て期まで、切れ目のない支援や男女とも仕事と子育ての両立ができる環境づくりを推進します。教育力の向上を図るため、学習環境の整備を進め、教育効果を高める環境づくりを推進いたします。

33ページ、3点目は環境保全の推進であります。市民の環境への関心が高まりを見せる中、環境保全に関する情報提供や啓発活動を通じて、市民一人一人が環境問題を正しく理解して、日常から廃棄物の発生を抑制し、資源の回収や再生利用などを基本とする循環型社会を形成していきます。

また、環境負荷の少ない社会への転換を促し、自然と調和した環境に優しいまちづくりを推進します。

4点目は、まちなかの賑わいの推進であります。中心市街地は、人口減少や少子高齢化の進行に加え、消費者の購買行動の多様化による利用客の減少、経営者の高齢化や後継者不足などから事業者数が減少しています。

このことから、空き店舗対策や事業承継などの取組を促進するとともに、駅前地区の開発で新たにまちの顔となる拠点施設を整備します。この拠点施設を官民一体となって有効活用を図ることで、まちなかににぎわいが生まれるまちづくりを推進します。

34ページです。5点目は活力と魅力ある産業の推進であります。活力と魅力ある産業の実現に向けて、農業、商業、工業などの産業に共通した課題である人材不足の解消を図ります。

農業では、新規就農者の確保と育成、担い手への農地の集積や基盤整備を推進する、企業誘致では幅広い業種に対して誘致活動を推進します。また、地域ブランドを確立し、販路拡大を図るなど、地域産業が活性化する取組を推進します。

6点目は、みんなで作る社会の推進であります。砂川市協働のまちづくり指針の下、分かりやすく情報を提供できるよう積極的な広報活動に取り組みます。

また、多様なコミュニティ活動の促進により、市民と行政がそれぞれの役割を担い、課題解決に取り組むまちづくりを推進します。

35ページ、3、まちづくりの施策別計画についてご説明をしたいと存じます。前段に、まちづくりの施策別計画の構成であります。基本目標ごとに施策を示し、施策の目標、現状と課題及び施策を実現するための基本事業と狙いを掲載しているところであり、さら

に基本事業に対する成果指標を設定しております。さらに、施策に関連する計画がある場合には、関係個別計画としまして、その計画名を掲載しているところであります。

それでは、医療・保健・福祉関係、基本目標 1、健やかに安心して暮らせるやさしいまちについて、順を追ってご説明申し上げます。

36 ページ、施策 1-1、子育て支援、母子保健、母子・父子福祉、子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくりであります。施策の目標は、安心して子供を産み育てることができるよう、生まれる前から子育て期まで切れ目なく総合的に支援を実施し、次代を担う子供の成長を地域で育む機運を高めることで、全ての子供が心身ともに健やかに成長できるまちを目指します。

現状と課題は、少子高齢化や核家族化の進行により、家庭での子育て力が弱くなってきており、本市においても子供や家庭に対する支援がより一層必要な状況にあります。そのため、誰もが安心して子供を産み育てられる環境づくりが必要であり、妊娠・出産期から子育て期まで、切れ目のない支援を実施する子育て世代包括支援センターの設置や子育てに関する諸問題に対応した子ども家庭総合支援拠点の設置が求められています。

子供の健やかな成長は、未来の活力ある社会へとつながるため、砂川市子ども・子育て支援事業計画や砂川市次世代育成支援地域行動計画に基づき、子育て支援の充実を図るとともに、地域が連携して子育てを支援していく環境づくりを進める必要があります。

また、子育てと仕事の両立を支えるため、家庭の状況やニーズに応じた保育環境などの充実を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、保護者に対する支援を行う必要があります。

37 ページ、基本事業、1 点目は子育て支援環境の充実とし、成果指標として子育て環境に満足している世帯の割合を就学前児童と小学生の 2 つとしております。

38 ページ、2 点目は保育サービスの充実とし、成果指標は保育所待機児童数としております。

3 点目は、児童育成環境の充実とし、成果指標は学童保育所待機児童数としております。

4 点目は、母子保健対策の充実とし、成果指標は乳幼児健診受診率としております。

5 点目は、ひとり親家庭の支援とし、成果指標は就業支援策により就業または増収に結びついた世帯数としております。

次に、40 ページであります。施策 1-2、高齢者福祉、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりであります。施策の目標は、市民、事業所などと連携を図り、高齢者への介護予防サービスや生活支援の推進、社会参加と生きがいづくりの支援などにより、自立した生活を保ち、幸せに暮らせるまちを目指します。

現状と課題は、本市の高齢化率は上昇傾向が続いており、高齢化がさらに進む中で元気な高齢者が支える側として活動できる仕組みづくりが重要な課題となっています。こうした社会動向の変化を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと自立した生活を送るこ

とができるよう、高齢者の主体的な活動に対する支援が求められています。さらに、高齢者のニーズを把握した上で介護予防サービスや生活支援の推進など、高齢者福祉対策の充実を図る必要があります。

また、人口に占める高齢者及び高齢者世帯の割合が高くなることが予想される中、地域包括支援センターの総合相談窓口としての機能強化を推進するとともに、地域で高齢者を見守る、支える活動において、町内会、民生委員、事業者などとの連携を図り、地域包括ケアシステムの深化、推進に取り組む必要があります。

さらに、介護者も元気に安心した生活ができる環境づくりを進める必要があります。

4 1 ページ、基本事業として、1 点目は社会参加と生きがいつくりの支援とし、成果指標は生きがいつくり事業の参加者数としております。

4 2 ページ、2 点目は介護予防の推進とし、成果指標は介護サービス未利用率としております。

3 点目は、高齢者が安心して自分らしく暮らすことができるサービスの充実とし、成果指標は高齢者福祉の充実に満足していない市民の割合としています。

4 点目は、高齢者の在宅生活への支援とし、成果指標は高齢者の施設入所率としています。

4 3 ページ、施策 1－3、障がい者福祉、障がい者が地域で安心して生活できるまちづくりであります。施策の目標は、障がい者への福祉サービスの充実を図り、安心して豊かな生活を送ることができるまちを目指します。

現状と課題は、福祉サービス利用者数は年々増加傾向にあります。この間、ノーマライゼーション社会の実現に向けた法整備も進み、障がい者などを取り巻く環境は大きく変化しています。

本市では、砂川市障害者福祉計画を策定し、各種事業を推進していますが、今後も自立や社会参加の促進に向けた支援に取り組む必要があります。また、早期療育を充実させるために、保健、福祉、教育などの関係者の密接な連携を図るとともに、児童とその家族を支援するための体制を充実させていく必要があります。

4 4 ページ、基本事業といたしまして、1 点目は障がい者福祉サービスの充実としております。成果指標は、障がい者福祉サービスに不満がある障がい者の割合としております。

4 5 ページ、2 点目は生活環境整備の推進であり、成果指標は市内公共施設のバリアフリーに不満がある障がい者の割合と障がいを理由とする差別や嫌な思いをしたことがある障がい者の割合の 2 つとしております。

3 点目は、雇用と就労の推進であり、成果指標は一般就労への移行者数としております。

4 点目は、相談支援体制の充実であり、成果指標は悩みや困りごとを相談した結果、状況が改善された障がい者の割合としています。

4 6 ページ、5 点目は早期療育の充実であり、成果指標は早期療育の支援を受けた乳幼

児の割合としております。

47ページ、施策1-4、地域福祉、地域で支え合う福祉のまちづくりであります。施策の目標は、市民と行政の協働により、地域福祉活動の充実を図りながら、地域福祉を推進するまちを目指します。

現状と課題は、少子高齢化や核家族化が進行し、住み慣れた地域において安心して生活するためには、自助・互助・共助・公助を基本とした地域福祉の推進が求められています。しかし、地域福祉活動を支える町内会や福祉団体は減少、縮小傾向にあり、人材不足も深刻となっています。身近な生活課題に対応していくためには、地域においてお互いに思いやりを持って支え合う意識を高め、市民と行政の協働による地域福祉活動を進めていく必要があります。このことから、ボランティア活動に参加する人材の育成と確保に努め、地域福祉活動の充実を図る必要があります。

48ページ、基本事業といたしまして、1点目は地域福祉活動の充実とし、生活指標は市が活動を支援している福祉団体数としています。

2点目は、地域福祉の担い手の育成とし、成果指標はボランティアセンターに登録している市民の割合としています。

49ページ、施策1-5、健康、心身ともに健康で暮らせるまちづくりであります。施策の目標は、市民自らが主体的に健康づくりや疾病予防に取り組むことができるよう、ライフステージに応じた健康増進の取組を推進し、生涯を通じて心身ともに健康で暮らせるまちを目指します。

現状と課題は、人生100年時代を迎えるに当たり、健康寿命を延伸し、自分らしい生活が維持できるよう、健康づくりや疾病予防の対策強化が求められています。

本市においても健康すながわ21を策定し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、健康づくり活動に取り組んできました。この取組により、生活習慣病の予防に重点を置いた活動を推進することができています。

がん対策については、がん対策推進条例を制定し、啓発活動や将来の胃がん予防に向けたピロリ菌対策への取組を実施してきましたが、がん検診の受診率は低率で推移しています。

健康づくりや疾病予防の対策は、健診を入口として自分の身体の現状を知ることから始まるため、さらなる健診の受診率向上に向けた取組が必要です。

さらに、若い年代からの予防活動も重要であり、ライフステージに応じた取組も必要です。

51ページ、基本事業といたしまして、1点目、健康づくり・疾病予防の推進とし、成果指標は国保特定健診受診率、メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合、重症化予防対象者の割合の3点としております。

52ページ、施策1-6、医療、安心して医療を受けることができるまちづくりであり

ます。施策の目標は、多様化する医療ニーズに応えるため、中空知医療圏における医療機関の病床機能の分化や連携を推進するとともに、地域医療を守るための取組を通して市民が住み慣れた地域で適切な医療を安心して受けることができるまちを目指します。

現状と課題は、本市の医療は2病院5診療所のほか、歯科、薬局、介護施設などが担っていますが、国や北海道が推し進める医療の機能分化を進めるとともに、連携、ネットワークシステムの砂川みまもりんく、そら-ねっとなどの利活用により、市街の医療機関などとも連携、協力し合い、中空知二次医療圏全体で治し、支える地域完結型医療を目指した取組を進めてきました。

高度急性期、急性期医療や専門医療を担う病院と地域の診療所の連携強化や在宅医療機能の強化、また医師を含む医療従事者の確保を図りながら、適正受診やかかりつけ医の普及、啓発に取り組むなど、あらゆる地域医療を守る取組を行う必要があります。

市立病院事業については、厳しい病院経営が予想されますが、地域に必要な医療を提供するため、組織基盤の強化と経営基盤を安定させていく必要があります。

53ページ、基本事業として、1点目は地域医療体制の推進とし、成果指標は中空知医療圏医療機関への救急搬送率としています。

2点目は、市立病院事業の充実とし、成果指標は経常収支比率としています。

54ページ、施策1-7、社会保障制度、社会保障制度の健全運営に努めるまちづくりであります。施策の目標は、社会保障制度の健全な運営に努め、経済的な自立の支援や相互扶助により、誰もが安心して生活できるまちを目指します。

現状と課題は、少子高齢化の振興は、医療保険、介護保険などの社会保障制度に影響を及ぼしています。

社会保障を必要となる際に、誰もが必要な保障を受けられ、安心して暮らすことができるよう、社会保障制度の健全な運営に努める必要があります。

55ページ、基本事業として、1点目は低所得者福祉の充実とし、成果指標は生活保護・生活困窮者自立相談支援事業により就労を果たしている人の割合としています。

2点目は、地域保険の推進とし、成果指標は保険者努力支援制度における得点率としています。

3点目は、介護保険制度の円滑な推進とし、成果指標は介護認定者総数に占めるサービス未利用者の割合としています。

次に、57ページ、生活環境・防災関係で、基本目標2、安全でやすらぎのあるまちについて、順を追ってご説明してまいります。

58ページ、施策2-1、循環型社会、循環型社会の形成を推進するまちづくりであります。施策の目標は、廃棄物の適正処理を進めるとともに、排出を抑制する取組やリサイクルに努め、循環型社会の形成を推進するまちを目指します。

現状と課題は、地球規模での環境問題がクローズアップされる中、環境への負荷が少な

い循環型社会への移行が強く求められています。

本市でも紙類を資源として回収する取組を実施するなど、分別収集による廃棄物の適正処理や資源ごみの団体回収奨励によってリサイクルを推進し、ごみの減量化に努めています。しかし、分別、排出のルールが十分に浸透していないことから、様々な手法でごみの減量化への関心を高めるとともに、今後も循環型社会の形成をより一層推進するため、廃棄物の排出を抑制する取組や再利用の促進など、新たな課題に対応していく必要があります。

廃棄物の中間処理や焼却処理は、広域の市町で運営するクリーンプラザくるくる、中・北空知エネクリーンで行っていることから、今後も関係市町との連携を強化し、対応していく必要があります。

また、一般廃棄物最終処分場の老朽化に伴う施設、設備の改修や修繕についても計画的に進める必要があります。

60ページ、基本事業として、1点目はごみの減量化とリサイクルの推進とし、成果指標は1人あたりのごみ排出量、リサイクル率の2点としています。

61ページ、施策2-2、衛生環境、衛生的で快適な生活環境を守るまちづくりであります。施策の目標は、生活環境の美化や公害の防止などにより、誰もが衛生的で快適に暮らすことができるまちを目指します。

現状と課題は、地域の環境美化活動は衛生組合や町内会などの団体が連携して実施している河川清掃や飛散ごみ回収のほか、個人や事業所によるボランティア活動など、様々な形で実施されていますが、今後も多くの市民が関心を持ち、活動に参加するよう取組を進めていく必要があります。

墓地については、お墓の維持管理が困難となる市民に対応するため、合同墓を整備しており、今後も適切な維持管理を進める必要があります。また、火葬場は広域の市町で運営していることから、維持管理については今後も関係市町との連携を図り、対応をしていく必要があります。

公害対策については、市民の健康の保持と生活環境の保全を図るため、河川の水質検査や自動車の騒音調査などを定期的実施し、公害を未然に防止するよう指導、助言を行う必要があります。

62ページ、基本事業として、1点目は生活環境美化の推進とし、成果指標を環境美化活動参加人数としております。

2点目は、墓地・火葬場の環境整備とし、成果指標は墓地区画使用許可率としております。

3点目は、公害防止の推進とし、成果指標は環境基準値超過件数としています。

63ページ、施策2-3、環境保全、地球環境に配慮したまちづくりであります。施策の目標は、市民とともに地球環境への負荷を軽減するための意識を持つとともに、省エネ

ルギーや低炭素型製品の活用を推進することで、環境に配慮したまちを目指します。

現状と課題では、地球温暖化などの進行により、環境問題が深刻化する中、環境保全に関する国際的な取組が進んでおり、地域における役割や責任も重要になっています。

本市では、砂川市地球温暖化対策職員行動計画を策定し、二酸化炭素などの温室効果ガス排出削減を目標に、電気や燃料の使用料削減などの取組を進めています。今後も温室効果ガスの排出削減に向け、自主的かつ積極的に取り組んでいく必要があります。

また、私たち市民一人一人が自ら環境問題の当事者であるという意識を持ち、省エネルギーや低炭素型製品を活用するなど、環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

64ページ、基本事業といたしまして、1点目は地球温暖化防止の推進とし、成果指標は市の事務事業に伴う二酸化炭素排出量としております。

65ページ、施策2-4、安全生活環境、安全で安心な市民生活を支えるまちづくりであります。施策の目標は、市民、行政、各種団体などが連携、協力し、交通安全意識や防犯意識を高めることで地域の安全と安心が守られた住みよいまちを目指します。

現状と課題は、本市では交通事故の発生件数や死傷者数は減少傾向にあります。しかし、まちの中心部を国道12号が南北に縦貫し、その他にも道道などの幹線道路が整備されているため、通過交通量が多く、交通弱者である子供や高齢者が犠牲となる交通事故や高齢化の進行に伴う高齢運転手による交通事故の増加などが懸念されます。

今後は、警察や交通安全推進委員会などと連携、協力し、交通安全運動や交通安全教室の開催を通して、交通安全に対する市民の意識の高揚を図る必要があります。

防犯についても、窃盗犯や住居侵入などの刑法認知件数は減少傾向にありますが、市民相互の連帯意識が希薄化していることから、警察や防犯協会などと連携、協力して、青色回転灯装着車両による市内パトロールなどを実施することで、市民の防犯意識の向上を図るとともに、防犯灯の適切な設置及び維持する団体を支援し、安全で住みよい地域社会を築くことが必要です。

消費者対策については、消費者を取り巻く環境が変化する中、今後も情報提供や相談支援体制の充実を図り、消費者被害の未然防止に努める必要があります。

67ページ、基本事業としては、1点目は交通安全の推進とし、成果指標は交通事故発生件数としています。

2点目は、防犯活動の推進とし、成果指標は犯罪発生件数としています。

3点目は、消費生活の安定とし、成果指標は啓発活動実施回数としています。

68ページ、施策2-5、消防・救急、消防・救急体制の充実したまちづくりであります。施策の目標は、市民の貴い命、身体及び財産を守るため、消防・救急体制の充実強化を図るとともに、応急処置などの普及啓発や防火に対する意識を高め、市民が安心して生活できるまちを目指します。

現状と課題は、本市の消防・救急業務を行っている砂川地区広域消防組合は、1市3町

の広域体制となっています。火災に関しては、市民の防火、防災意識の向上によって本市の出火率は全国、全道平均を下回り、また組合構成市町の相互連携により初動体制は充実し、地域の消防力は評価されています。

しかし、被災者の高齢化に伴い懸念される逃げ遅れなどの人命被害増加を抑止するとともに、近年多発する大規模な災害に対応できる体制を構築して、市民が安心して生活できる環境を整えることが求められています。

そのため、消火栓、防火水槽などの消防水利や消防車両、専用資機材を計画的に更新し、消防体制の維持、強化に努める必要があります。

さらに、多様化する想定外の災害へ対応できる高度な知識、技術を習得した消防隊員を育成するとともに、災害の内容や規模が過去の事例とは変化していることを啓発することにより、官民一体となって地域の災害対応力を向上させる必要があります。

救急業務については、市民の高齢化と密接した現況であり、救急件数は対人口比で増加傾向が継続する見込みで、需要は増大しています。今後さらに進行する高齢化社会に対応できる救急体制を構築するため、救急サービスを多角的に捉え、関係機関との連携を強化し、救急活動におけるハード、ソフト両面の整備を図っていく必要があります。

70ページ、基本事業として、1点目は火災予防の推進とし、成果指標は住宅用火災警報器の設置率としています。

2点目は、消防体制の充実とし、成果指標は消防水利充足率としております。

3点目は、救急体制の充実とし、成果指標は救命講習受講者数としています。

71ページ、施策2-6、地域防災・減災、防災・減災に対応したまちづくりであります。施策の目標は、市民の命と財産を守るため、効率的で効果的な施設整備などにより、災害リスクを軽減を図るとともに、市民の防災意識の向上を図り、自主的な防災活動を促進し、市民主体の取組強化による防災意識の高いまちを目指します。

現状と課題は、国により特定非常災害に指定される大規模災害が毎年発生し、自然災害の規模はこれまでに経験したことがない、新たなステージに突入していると言えます。広範囲で大規模な災害が発生すると、全てを公助により対応するには限界があることから、一人でも多くの命を救うためには、これまでの行政主導による防災対策を強化するという方向性を抜本的に見直し、市民が自らの命は自らが守る意識を持って自らの判断で避難行動を取り、行政がそれを全力で支援する市民主体の取組強化による防災意識の高いまちの構築が求められています。

そのため、地域における情報伝達系統や避難、援助方法などをあらかじめ定めた自主防災組織の設立、育成を図るとともに、関係機関との連携の下に地域ぐるみでの多様な防災訓練や防災・減災に関する知識を身につける啓発活動を継続して実施することが必要です。

また、自然災害を防止するための施設整備については、道路事業、雨水排水施設整備事業及び農業用排水路整備事業などにより、効率的で効果的な浸水防止対策を図るとともに、

国や北海道に対し内水排除施設などの河川施設整備や山地災害対策事業の実施について要望していく必要があります。

72ページ、基本事業として、1点目は防災意識の向上とし、成果指標はSNSの公式アカウント登録率としています。

2点目は、地域防災力の向上とし、成果指標は自主防災組織数としています。

3点目は、災害を防ぐ施設整備の推進とし、成果指標は雨水排水施設の整備延長としています。

次に、75ページ、教育・文化・スポーツ関係、基本目標3、豊かな心と学ぶ力を育むまちについて、順を追って説明をまいります。

76ページ、施策3-1、生涯学習、生涯にわたって誰もが学び、その成果を生かすことのできるまちづくりであります。施策の目標は、豊かな人生を送ることのできるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学ぶことができ、学びの成果を適切に生かすことのできるまちを目指します。

現状と課題は、教育を取り巻く社会情勢が刻々と変化する中、市民一人一人が生きがいを持ち、より豊かな人生を送るため、生涯にわたって学習ができ、その成果を社会の中で生かすことのできる生涯学習社会を実現していくことが求められています。

そのため、生涯学習に関する情報提供の手段拡大や提供内容の充実を図ることにより、学びを支援して個人の成長につなげていく必要があります。

また、社会的、地域的な課題解決や市民一人一人のニーズに対応した学びをより啓発していくことのほか、学んだ成果が発揮できる場を構築していく必要があります。

さらに、生涯学習を実践している活動団体に対して、継続的に支援を行っていくとともに、新たな人材の発掘、育成、活用を図り、生涯学習社会を推進していく必要があります。

77ページ、基本事業としては、1点目、生涯学習の推進とし、成果指標は生涯学習環境に満足している市民の割合としています。

78ページ、施策3-2、学校教育、子どもたちの生きる力を育み、可能性を広げるまちづくりであります。施策の目標は、子供たちがこれからの社会を生き抜き、新たな未来を開くために、確かな学力、豊かな心、健やかな心身を育み、生涯にわたって学ぶ力を身につけ、可能性を広げていく教育の充実したまちを目指します。

現状と課題は、これからの社会を生き抜き、新たな未来を開くための生きる力を育む教育の一層の推進や、生涯にわたって学び、活躍し続ける力を身につけていくことが求められています。

地域との連携においては、教育課題へのより効果的な対応や持続可能な地域の発展のために、目標やビジョンを地域と共有し、連携、協働しながら、子供たちを育む地域とともにある学校づくりが必要となっています。

本市においても、主体的、対話的で深い学びの実践により、確かな学力、豊かな心、心

身の健やかな成長など、生きる力を育むとともに、郷土を誇りに思い、地域を支え輝く人材の育成を地域と一体となって進める必要があります。

また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合が増加する中、早期からの一貫した支援に向け、特別支援教育の充実を図る必要があります。

小中学校における教育環境については、学校規模を標準化させることを基本とした適正配置は必要かつ急務な状況にあります。

また、教育課題に対応し、より効果的な教育活動を一貫して推進していくためには、小中一貫教育の導入を図ることも必要になっています。

79ページ、基本事業といたしまして、1点目は確かな学力を育む教育の推進とし、成果指標は授業の理解度、小学校、中学校としています。

80ページ、2点目、豊かな心を育む教育の推進とし、成果指標はいじめ防止に対する理解度、小学校、中学校としています。

3点目は、健やかな体を育む教育の推進とし、成果指標は基本的生活習慣の定着度、小学校、中学校としています。

4点目は、地域とともにある学校づくりの推進とし、成果指標は地域への関心や地域活動への参加、小学校、中学校としています。

5点目は、特別支援教育の推進とし、成果指標は心身に障がいを持つ児童の就学支援が充実していると思う市民の割合としています。

6点目は、教育環境の充実とし、成果指標は施設・設備・教材などの整備に満足している保護者の割合、砂川高校入学間口数の2点としています。

7点目は、学びにつなげる支援の推進とし、成果指標は小中学校教育に満足している市民の割合としています。

82ページ、8点目は小中学校の適正配置の推進とし、成果指標は小中学校の適正配置の進捗率としています。

83ページ、施策3-3、社会教育、地域とのつながりを育み、学ぶ環境の充実したまちづくりであります。施策の目標は、公民館や図書館の拠点機能を生かし、多世代を対象とした様々なことを学ぶきっかけづくりを推進するとともに、学びと活動が好循環する環境の充実したまちを目指します。

現状と課題は、個人の学習ニーズや社会の要請に基づいて広く行われる教育の充実は、これからの地域社会において重要なものになっています。

そのため、公民館における多様な学びのニーズに対応した学習プログラム及び講座などの充実、図書館における家庭・学校・地域と連携した効果的な読書活動の機会の提供、子育てを支援する家庭教育の充実、子供たちを見守り育てる青少年健全育成活動の充実を図る必要があります。

84ページ、基本事業として、1点目は公民館における学習活動の推進とし、成果指標

は公民館利用者数としています。

85ページ、2点目は読書活動の推進とし、成果指標は図書館における市民1人あたりの貸出冊数としています。

3点目は、家庭教育支援の充実とし、成果指標は事業目的が達成されていると感じている家庭教育支援事業参加者の割合としています。

4点目は、青少年健全育成活動の充実とし、成果指標は青少年健全育成活動の関連事業運営者の割合としています。

86ページ、施策3-4、芸術・文化・文化財、文化に親しみ郷土への誇りを育むまちづくりであります。施策の目標は、市民が芸術文化活動に親しみ、創造、発信する場を確保するとともに、文化財や郷土資料の適切な保存、継承などを推進することにより、心豊かで活力のある生活が享受でき、市の歴史や文化に触れる機会が確保され、郷土を尊重する心が育まれるまちを目指します。

現状と課題は、芸術文化については地域交流センターを拠点に、鑑賞や発表機会の充実、新たな文化創造も醸成されてきています。

また、郷土資料については、適切な管理を行うとともに、郷土資料室特別展において活用するほか、指定文化財第1号である街頭もちつきの保存及び活用などへも支援を行い、郷土への誇りを高める機会の充実を図っています。

芸術文化団体の活動状況を広く情報発信することによる人材の確保や活動の活発化、新たな活動団体の創出のための支援の実施のほか、より多くの市民の協力を得て、郷土資料の新たな発掘や整理にも取り組む必要があります。

87ページ、基本事業として、1点目は芸術文化活動の充実とし、成果指標は地域交流センター利用者数としております。

2点目は、文化財の保護、郷土資料の保存・活用の充実とし、成果指標は郷土資料室利用率としております。

88ページ、施策3-5、スポーツ、スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康的で生きがいのある暮らしを推進するまちづくりであります。施策の目標は、スポーツに取り組む環境を整備するほか、少年スポーツや高齢者、障がい者のスポーツへの取組を推進し、健康的で生きがいのあるまちを目指します。

現状と課題は、近年スポーツの役割は、競技能力の向上を目指すだけでなく、健康づくりや障がい者のリハビリ、地域のコミュニケーションの活性化、生きがいの創出、子供の教育の場といった生涯学習の目的が重視されています。

本市では、人口が年々減少傾向にあり、次世代のスポーツの担い手が少なくなることが懸念されています。そのため、経年劣化による施設の修繕を適宜行い、スポーツやパラスポーツに参加しやすい環境を整備する必要があります。

また、少年スポーツへの取組の継続のほか、高齢者や障がい者向けのレクリエーション

の充実や、健康づくりのための施設利用など、これまでスポーツをしていない新たな層に働きかけることで、市民一人一人のスポーツに対する関心を高める必要があります。

89ページ、基本事業として、1点目はスポーツ・レクリエーション活動の推進とし、成果指標は週に1日以上運動やスポーツをしている市民の割合としています。

2点目は、スポーツ環境・施設の整備の推進とし、成果指標はスポーツ・レクリエーション施設が充実していると思う市民の割合としています。

○委員長 飯澤明彦君 基本目標4の説明は、休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時06分

○委員長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

基本目標4の説明を引き続きお願いします。

○総務部長 熊崎一弘君 基本目標4の説明の前に、先ほど説明したうち80ページ、教育の部分で④の地域とともにある学校づくりの推進の中で、指標名、地域行事への参加と言うべきところを地域活動への参加と言い間違えております。申し訳ございませんでした。

それでは、91ページ、産業振興関係の基本目標4、活力にあふれ賑わいのあるまちについて、順を追ってご説明いたします。

92ページ、施策4-1、農林業、安全で安心な農畜産物を生産する農業を営み、美しい森林をつくるまちづくりであります。施策の目標は、担い手の育成や確保と農業基盤の整備を推進し、スマート農業により作業効率を上げ、生産性を高め、農業経営の安定化を図るとともに、地域の特性に応じた森づくりを進めるまちを目指します。

現状と課題は、本市の農業は、地域経済を支える重要な基幹産業となっています。主要農作物は米を中心に、タマネギ、トマト、キュウリの生産が好調で、広く市場に受け入れられていることで砂川ブランドとしての評価が高まり、今後の生産性向上と販路拡大が期待されています。

しかし、一方では農業者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加や有害鳥獣による農業被害、さらには輸入農畜産物の増加により価格の低迷や資材などの生産コストの上昇による農業所得の低下などの問題が表面化しています。

この現状を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営体と担い手の育成、新規就農者の確保及び有害鳥獣対策の強化を図る必要があります。

また、効率的で安定的な農業経営体を形成するためには、農地の生産効率を高める基盤整備に加え、スマート農業の導入などにより労働力を効率化する省力化や軽労化を進める取組が必要です。

加えて、農業者が製造、加工や流通、販売を一体的に行うことで、新たな付加価値を生み出す六次産業化の取組を推進し、新しい農業の展開を図る必要があります。

森林については、森林所有者などの高齢化や林業に対する意識の低下から適切な保育や間伐などの整備が進まず、森林の持続的な整備、保全が危ぶまれる状況となっています。

そのため、森林環境譲与税を活用し、林業や木材産業などの発展を促すとともに、森林の必要性や重要性について、市民の理解を得る取組を進めながら、地域に応じた望ましい森林の姿へ誘導を図る必要があります。

93ページ、基本事業といたしまして、1点目は農地などの基盤整備の推進とし、成果指標は基盤整備面積としております。

2点目は、担い手の確保と育成支援とし、成果指標は新規就農者数としています。

94ページ、3点目は農地の流動化による効率的な農業の推進とし、成果指標は担い手への農地の集積面積としています。

4点目は、農業経営の安定とし、成果指標は農業算出総額としています。

5点目は、農村環境の保全とし、成果指標は有害鳥獣による被害面積としています。

95ページ、6点目は森づくりの推進とし、成果指標は造林面積としています。

96ページ、施策4-2、商工業、商工業の振興で賑わいと活気をもたらすまちづくりであります。施策の目標は、市民の生活を支えにぎわいを創出するとともに、地域経済の安定と雇用を確保するため、市民ニーズに応える訪れたいくなる商店、経営強化された企業や優良な新企業が立地するまちを目指します。

現状と課題は、本市の商業は、人口減少や大型ショッピングセンター、インターネット通販サイトの利用などによる消費行動の多様化や消費者ニーズの変化などの様々な要因により、商店街の利用者が減少しています。加えて、経営者の高齢化、後継者不足に伴う廃業による市内事業者数の減少により、中心市街地の活力が低下している状況です。

商店街は、地域コミュニティの担い手として、地域住民の生活の利便を高める重要な役割がありますが、廃業などにより商店街の空洞化が深刻な状況にあることから、市民の生活基盤となる場として再生するため、駅前地区に整備される施設との連携を図り、中心市街地の活性化を図っていく必要があります。

これまでは、異業種間の連携や交流を図り、地域資源や地域産業を生かした製品づくり、共同研究などを通して、地域産業を活性化させるまちづくりを推進してきました。この取組をより充実させるために、地域ブランドを確立し、販路開拓と売上げ拡大を図ることで、地域経済の活性化を推進していく必要があります。

工業は、若年者の地元定着促進や地域の経済、雇用に大きな役割を果たすことから、新規企業の誘致に努めるとともに、既存企業のさらなる発展を促進することにより、雇用の場の確保と地域の経済活性化を目指す必要があります。

そのため、企業への優遇措置や本市の利便性のPRなど、企業誘致活動を積極的に展開するとともに、既存企業の活性化、起業の促進などを図る必要があります。

98ページ、基本事業として、1点目は中小企業の経営安定化とし、成果指標は中小企

業大学の講座受講者数としています。

2点目は、商店街の活性化とし、成果指標は創業・事業継承等支援件数としています。

3点目は、企業立地の促進とし、成果指標は誘致・事業拡大企業数としています。

99ページ、4点目は地域ブランドの確立とし、成果指標は地域ブランド連携企業・団体ネットワーク登録件数としております。

100ページ、施策4-3、労働環境、安心して働くことができるまちづくりであります。施策の目標は、全ての労働者が健康で豊かな生活を送ることのできる労働環境の充実に図り、安定的に労働力を確保できるまちを目指します。

現状と課題は、本市の労働環境は若年者の市外流出、高齢化率の上昇により人手不足が深刻化している状況にあります。若年労働者の地元定着や女性労働者の地位向上など、生産年齢人口の増加と定着化へ向けた対応や働く意欲と能力のある全ての高齢者が年齢に関わりなく活躍し続けることのできる労働環境の確保が課題となっています。

労働者の増加と定着化を図るため、平成28年度から砂川高校と連携し、生徒へ向けた市内企業の知名度向上や仕事のミスマッチを防ぐことを目的とした事業を実施しています。今後も砂川高校と連携を深めながら、効果的な事業を継続していく必要があります。

また、雇用側である企業の基礎体力の強化と福利厚生の実を充実させることは重要であり、引き続き市内企業への支援策の充実に図るとともに、不足する労働力を確保するため、外国人労働者の受け入れ体制の整備も検討していくことが必要です。加えて、全ての労働者が健康で豊かな生活を送ることができるよう、働き方改革に対応するための情報提供を行っていく必要があります。

101ページ、基本事業としては、1点目は雇用の安定とし、成果指標は市内有効求人倍率としています。

2点目は、労働環境の充実に図り、成果指標は勤労者共済会加入者数としています。

102ページ、施策4-4、観光、観光の振興で魅力あふれるまちづくりであります。施策の目標は、多彩な観光資源を生かし、多くの観光客が訪れる魅力的なまちを目指します。

現状と課題は、本市には砂川ハイウェイオアシス館、北海道子どもの国やすながわスイートロードなどの観光拠点があり、年間160万人を超える観光客が訪れています。

また、着地型観光を推進するため、新たな資源の掘り起こしを行い、体験型観光やおもてなし観光の取組と広報の充実に図っています。

しかし、観光入り込み客数の約7割が砂川ハイウェイオアシス館の来館者であることから、観光客が砂川SAスマートインターチェンジを通過し、まちなか回遊につなげられるよう、砂川オアシスパークの利活用やすながわスイートロードなどの観光資源を生かした受け入れ体制の整備を行う必要があります。

さらに、観光PRとしてインターネットによる国内外への情報発信、観光パンフレット

による魅力発信の充実、雑誌、テレビなどマスメディアを活用した効果的な広告宣伝を行う必要があります。

103ページ、基本事業としては、1点目、魅力ある観光の推進とし、成果指標は市全体の観光入込客数としています。

2点目は、観光客誘客の推進とし、成果指標は観光協会ホームページアクセス件数と砂川ハイウェイオアシス館以外の観光入込客数の2つとしています。

104ページ、施策4-5、市街地の賑わい、まちなかに賑わいをもたらすまちづくりであります。施策の目標は、市内中心部に位置する駅前地区整備を契機とし、持続的ににぎわいがあふれるまちを目指します。

現状と課題は、本市はこれまで中心市街地の活性化を目的に、市街地に交流とにぎわいをもたらす場として地域交流センターゆうを設置しました。また、安心して医療サービスを受けられる場として、市立病院の改築により暮らしやすいまちづくりを実現してきました。

しかし、市内中心部に位置する商店街では、商圈人口の減少と消費者ニーズや消費行動の多様化、経営者の高齢化と後継者不足といった要因を背景に空き店舗が増加し、市民の実感としては中心市街地の活性化が図られたという認識には及んでいないのが現状です。

そのため、市民が気軽に訪れ、周辺へにぎわいを波及することができるよう、市民の意見を聞きながら、にぎわい創出に寄与する施設を駅前地区に整備することによって、地域経済を活性化させて中心市街地のにぎわいを図っていく必要があります。

105ページ、基本事業として、1点目、まちなかの賑わい創出とし、成果指標は商店街の活性化と中心市街地の賑わいに満足している市民の割合としています。

次に、107ページ、都市基盤関係の基本目標5、自然と調和した快適で住みよいまちについて、順を追って説明してまいります。

108ページ、施策5-1、道路環境、安全で快適な道路環境が整ったまちづくりであります。施策の目標は、市内道路の効率的で効果的な施設整備を行い、車両や歩行者の通行を円滑にし、安全で快適な道路環境が整ったまちを目指します。

現状と課題は、道路や橋梁は、都市機能の基盤となるものであり、多様な機能を有しているとともに、地域間交流を促進し、地域の活性化にも重要な役割を担っています。

本市の道路網は、広域幹線として南北を縦貫する国道12号及び道央自動車道と道道、市道が結ばれて形成されていることから、道路交通の利便性が高く、幹線道路の交通量は非常に多くなっています。

今後は、生活道路の再整備や補修事業を合わせた効率的で効果的な整備を行うなど、長寿命化に配慮した計画的な事業実施が必要であり、道路状況に合わせた対応も重要となります。

また、街路灯のLED化に向けた計画的な整備、更新を進める必要があります。

道路の維持管理については、老朽化した道路、橋梁の計画的で効率的な補修や修繕を行う必要があります。

除排雪事業については、冬期間の安全で円滑な通行を確保することが重要です。近年、高齢化に伴う市民ニーズの高まりや担い手不足、除雪機械の老朽化による更新などが課題であることから、安定的かつ継続的な除排雪体制を維持していく必要があります。

109ページ、基本事業としては、1点目は道路改築事業の推進とし、成果指標は道路整備延長としています。

110ページ、2点目は道路施設の維持・修繕と長寿命化の推進とし、成果指標は橋梁長寿命化修繕事業進捗率としています。

3点目は、冬期間の安全な通行の確保とし、成果指標は除排雪体制の維持に必要な機械の台数、早朝除雪延長の2点としています。

111ページ、施策5-2、交通環境、利便性に優れた交通環境が整ったまちづくりがあります。施策の目標は、市内外へ円滑に移動するための道路施設の整備や鉄道、バスなどの交通手段を維持、確保することで交通環境が整ったまちを目指します。

現状と課題は、本市は国道12号及び道央自動車道、JR函館本線が縦貫しており、札幌市や旭川市などの都市間を結ぶ道路網や鉄道、バスといった公共交通機関が整備されています。

国道12号では、中心市街地において国による無電柱化事業が着手されており、災害時にはより安全な通行の確保が期待されます。

道道砂川奈井江美唄線では、冬期間における安全な通行を確保する道路拡幅、線形改良事業が進められており、早期完成が望まれているところから、関係機関へ事業の促進に向けて要望していく必要があります。

バスについては、国道と道道のみを運行しており、市内に多くの交通空白地域が存在していることから、予約型乗り合いタクシーを運行することで交通空白地域の改善を図るなど、各交通機関が連携、補完、代替など、役割を担った運行をしています。

高齢者などの移動手段として、鉄道やバスなどの交通機関の担う役割は今後も重要となる一方、人口減少などにより交通機関の利用者は減少しており、一部のバス路線と予約型乗り合いタクシーには交通事業者に収支不足の補填や運行経費の補助を行いながら運行を維持している状況にあります。

今後は、交通事業者や関係機関との連携、協力の下、運行の効率化や利便性を確保することで、日常生活に欠かすことのできない交通手段を将来にわたって維持、確保していく必要があります。

また、地域の交通拠点であるJR砂川駅については、設備改善による利便性向上の実現に向け、鉄道事業者への働きかけなどの取組を継続していく必要があります。

112ページ、基本事業として、1点目は広域幹線道路の整備促進とします。広域幹線

道路の整備は、国や北海道の事業であり、国道、道道の道路整備を要望するものであることから、成果指標は設定いたしません。

2点目は、公共交通の利便性の向上と確保とし、成果指標は予約型乗合タクシーの利用者数としています。

113ページ、施策5-3、住環境、安心して暮らせる住生活を実現できるまちづくりであります。施策の目標は、多様な住まい方に応じた住環境づくりを促進し、誰もが安全に安心して暮らすことができるまちを目指します。

現状と課題は、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、世帯規模や住まい方に応じた、誰もが安全で安心して暮らせる住生活の実現に向けた取組が求められています。本市では空き家が増加しており、空き家発生の予防や流通、活用の促進、管理不全の未然防止、解消など、総合的な対策の取組を進めていく必要があります。

公営住宅については、住宅事情に応じた適正管理戸数の維持、長寿命化、居住性向上などの個別改善のほか、適切な維持保全など安全で良質な住宅ストックを整備し、長期的に活用するための計画的な取組を進めていく必要があります。

民間住宅については、住宅の建設や購入の促進、住宅改修のほか、老朽住宅の除却、高齢者などや子育て世帯の住み替えなどを支援し、移住定住の促進と利便性が高いまちなかへの居住を誘導するとともに、安全に安心して住み続けることができる住環境づくりを進めていく必要があります。

また、移住定住の取組を通じ、住宅情報などの提供を充実させ、地域の人々の協力を得ながら定住人口の増加につなげるほか、将来的な移住を見据え、地域に多様な形で関係する人々へ情報発信などの取組を進める必要があります。

115ページ、基本事業として、1点目は安全で安心な住環境整備の促進とし、成果指標はハートフル住まいる推進事業補助金の利用件数としています。

2点目は、まちなか居住の促進とし、成果指標はまちなか居住人口（まちなかに居住する人口割合）としています。

3点目は、公営住宅の良質な住環境の整備とし、成果指標は平均入居年数としております。

4点目は、円滑な住み替えの推進と移住定住の促進とし、成果指標は住み替え支援事業補助金の利用件数としています。

116ページ、5点目は、空き家の活用・適正管理の推進とし、成果指標は管理不全な空き家の割合としています。

117ページ、施策5-4、上下水道、安定した事業運営による安全で安心な水環境を守るまちづくりであります。施策の目標は、上下水道は持続可能な事業運営を図り、安全で安心な水道水の供給や河川などの水質保全に努め、衛生的で快適な生活環境が保たれるまちを目指します。

現状と課題は、本市の上水道は安全で安心な水道水の供給を安定して継続し、今後も持続可能な事業運営を行うため、中空知広域水道企業団の構成市として健全運営及び経営基盤強化に向けた役割を果たしていく必要があります。また、平成28年には北光袋地区が西空知広域水道企業団に接続したことで、安全で安心な水道水が安定的に供給されるようになりました。

下水道は、市民が快適で衛生的な生活を営む上で欠かすことのできない都市基盤施設であり、河川の水質保全、良好な水環境の確保、浸水被害を防止する重要な役割を担っています。

本市の下水道普及率は、令和元年度で93.8%と高水準で整備されていますが、今後急速に施設の老朽化が進行することが見込まれており、人口減少に伴い使用料収入も減少しています。そのため、経営基盤の強化を図るため、令和元年度に公営企業会計へ移行し、経営の健全化に努めています。

下水道施設は、点検、維持、修繕、改築などの施設管理を最適化し、整備事業についても費用対効果を勘案しながら、計画的かつ効率的に事業を実施することにより、持続可能な事業運営及び良質な下水道サービスの継続に努める必要があります。

また、下水道計画区域以外の生活排水などを適正に処理するため、個別排水処理施設整備として合併処理浄化槽の普及を継続する必要があります。

118ページ、基本事業として、1点目は良質な水道水の安定供給の確保とし、成果指標は漏水事故による断水発生件数としています。

2点目は、効率的かつ効果的な汚水・雨水処理の推進とし、成果指標は下水道管渠改築累計延長としています。

3点目は、生活排水などの適正処理の促進とし、成果指標は公共下水道水洗化率としております。

120ページ、施策5-5、快適空間、美しい街並みの広がるまちづくりであります。施策の目標は、豊かな緑と市民が暮らす環境との調和を図るため、市内全体の適切な緑化及び公園施設の長寿命化と適正管理を推進し、美しい街並みの広がるまちを目指します。

現状と課題は、本市は緑あふれる公園都市として、これまで美しい環境の中で潤いのある都市形成を目標に、公園や緑地の整備が進められています。現在では、市民1人当たりの都市公園面積は全国一を誇るまでになっていますが、今後のまちづくりに対応した緑化や公園、緑地などの在り方について検討する時期に来ています。

公園や緑地は、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成など、まちづくりにおいて多様な役割を果たしていますが、施設の老朽化が進行していることから計画的に修繕、整備を実施していく必要があります。オアシスパークは、広域レクリエーションの拠点としてより楽しめる空間とするため、河川管理者の国と連携を図りながら整備に向けた取組を進める必要があります。

まちなかの街路樹及び植樹柵や公園などの緑は、適切な維持管理と規模の適正化を図り、引き続き美しい街並みを形成していく必要があるとともに、市民が暮らす環境との調和のためには、市民との協働のまちづくりの取組が不可欠です。そのため、花いっぱい運動などの街並みの緑化や町内会による街区公園管理事業などの公園管理を推進していますが、高齢化や参加者の減少などによる担い手不足の課題が年々大きくなっていることから、持続可能な市民参加による緑化活動を推進していく必要があります。

121ページ、基本事業として、1点目は公園施設の整備及び長寿命化と適正管理の推進とし、成果指標は公園を利用する市民の割合としています。

2点目は、豊かな緑と美しい街並みの保全とし、成果指標は緑化推進団体数としています。

次に、123ページ、市民参画・コミュニティ・行政運営関係の基本目標6、明日へつなぐ協働と支え合いのまちについて、順を追ってご説明してまいります。

124ページ、施策6-1、協働、市民と行政が信頼し合う協働によるまちづくりであります。施策の目標は、市民、地域、行政などが信頼関係を築き上げ、行政情報などを共有し、市と市民が対等な立場で互いの役割と責任を認め合うとともに、相互に補い合い継続して行動していくまちを目指します。

現状と課題は、人口減少や少子高齢化が進む中、不安定で不透明な経済状況、厳しい市の財政状況、地方分権の進展など、本市を取り巻く社会、経済状況は年々その様相を大きく変えています。これに伴い、市民の生活様式や価値観、ニーズは多様化しており、環境、福祉、教育など様々な分野において新たな課題が発生しています。

本市では、課題解決に向け、平成25年に市民参画による砂川市協働のまちづくり指針を策定し、市と市民が協働で行う事業の推進を図ってきました。人口減少が続く中、事業数は指針策定時より微増している状況である一方、協働に欠かせないパートナーである市民活動団体の解散が見られるなど、会員の高齢化や担い手不足などの課題が顕著化しています。

市民と行政の情報共有は、広報紙やホームページのほか、地デジ広報を追加するなど様々な媒体を通じて共有を図っていますが、さらなる情報共有の充実としてスマートフォンなどを活用することも求められています。また、市民の市政への関心を高め、地域の若者や女性などが多くの分野でまちづくりに積極的に参加してもらえよう、広報広聴活動をより一層充実していく必要があります。

125ページ、基本事業として、1点目は協働事業（活動）の充実とし、成果指標は協働事業数としています。

2点目は、広報広聴活動の推進とし、成果目標は市が市民に対して行う情報提供が十分であると思う市民の割合と市が市民の意見を聴く機会を十分設けていると思う市民の割合の2つとしております。

126 ページ、施策6-2、地域コミュニティ、人のきずなが広がるまちづくりであります。施策の目標は、コミュニティ活動を促進することで、地域に連帯感をもたらし、市民が主体的に地域課題の解決に取り組むまちを目指します。

現状と課題は、本市の地域コミュニティは、町内会が主体となって自主的な活動を行っており、平成23年には88町内会ありましたが、現在は86町内会となり、人口に比例して減少傾向が続いています。

平成23年に全町内会へ実施したアンケート調査では、市に求める事項として最も多かった意見が町内会活動に対する新たな助成、支援制度であったことから、平成25年度より町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取組に対して、地域コミュニティ活動支援事業補助金を新設し、現在では83町内会がこの補助金を申請しています。

町内会に共通する課題は、役員の高齢化や担い手不足のほか、コミュニティ活動の拠点である町内会館などの施設の維持管理が困難な町内会が増加していることです。また、防災面では自助、共助、公助の連携が重要視され、ますます町内会における顔の見える関係が求められています。

地域での課題解決に向けて、市ができること、町内会ができることなどを話し合い、その解決に向けて市民の合意形成が図られるコミュニティを構築していく必要があります。

127 ページ、基本事業として、1点目は地域コミュニティの推進とし、成果指標は地域コミュニティ活動支援事業補助金申請町内会数としています。

128 ページ、施策6-3、行政運営、自主・自立に向けた計画的なまちづくりであります。施策の目標は、自主的かつ自立した行政運営を推進することができるまちを目指します。

現状と課題は、少子高齢化や人口減少など、地域を取り巻く環境が大きくさま変わりしている中、市民ニーズが多様化、高度化、複雑化しており、それらに対し適切な対応ができる行政運営が求められています。

また、国の政策として、地方創生や国土強靱化といった雇用の創出や結婚支援、防災、減災へのより深化した取組など、新たな課題への取組が求められており、その数、量ともに増加傾向にあります。取組の内容は、地域間、市町村間の競争を推し進めるものになっており、地域や市町村の創意工夫が求められています。

さらに、ICTを中心とする技術革新をはじめ、社会情勢の変化のスピードが早まっており、既存の知識や経験則の延長だけでは対応困難な事象が生じています。それらの課題に対応し、自主的かつ自立した行政運営を推進するための取組を行う必要があります。

129 ページ、基本事業として、1点目は市民ニーズに即したわかりやすい計画行政の推進とし、成果指標は指標を設定している計画数としています。

2点目は、機能的な組織の確立と人材育成の推進とし、成果指標は職員研修受講者の理解度としています。

130 ページ、施策6—4、情報通信基盤、情報通信技術を活用したまちづくりであります。施策の目標は、情報通信技術を活用し、行政事務の効率性、迅速性を高め、次世代高速通信技術の利用を推進することで、市民サービスの向上を図るまちを目指します。

現状と課題は、近年ICTの進歩に伴い、スマートフォンやタブレット端末などの普及が急速に拡大し、高速かつ大容量の情報通信が可能となってきました。

将来は、現在整備されている光回線に続く次世代高速通信技術の活用を図るとともに、今後様々な分野で活用が期待される5Gの動向を注視していく必要があります。

また、行政事務ではRPAの技術を活用し、可能な限り定型業務を自動化できるような環境を整備することで、事務の効率化を図るとともに、各種行政手続のオンライン化をより一層進めることで、市民サービスの向上を図っていく必要があります。

今後は、災害発生時に庁舎が被災しても業務継続が図られるよう、住民記録など基幹系システムのクラウド化を進めていく必要があります。

131 ページ、基本事業として、1点目は行政事務の情報化の推進とし、成果指標はRPAを導入した業務数としています。

2点目は、情報通信技術による市民サービスの向上とし、成果指標は電子申請が可能な行政手続数としています。

132 ページ、施策6—5、財政運営、健全な財政運営に努めるまちづくりであります。施策の目標は、健全な財政基盤を確立していくまちを目指すものであります。

現状と課題は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、自治体には健全化判断比率の公表や比率の基準を超えた場合には、財政健全化計画などの策定が義務づけられています。

本市の令和元年度の健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字のため生じておらず、実質公債費比率は4.7%、将来負担比率は23.2%、資金不足比率もなく、いずれも早期健全化基準を下回っています。

新庁舎建設に伴い、今後実質公債費比率、将来負担比率などの一定程度の上昇が見込まれますが、引き続き公債費の適正な管理を行い、健全財政を維持しながら、市民ニーズに対応した効果的、効率的な財政運営を行う必要があります。

財源の確保では、歳入の根幹をなす市税をはじめ、ふるさと応援寄附金などの確保に努めるとともに、公金収納では引き続き収納方法の多様化について検討する必要があります。

公有財産の管理では、過去に建設された公共施設がこれから大量更新の時期を迎えるため、老朽化対策が大きな課題となります。今後は、中長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化を行い、公有財産の適正配置及び事業廃止となった建物や解体後の跡地の有効活用について計画的な判断が求められています。

134 ページ、基本事業として、1点目は財源の確保とし、成果指標は市税収納率としています。

2点目は、適正な財産管理の推進とし、適正な財産管理の推進は、公共施設の維持や統廃合などが地域との協議、またその時々々の社会情勢の変化によって変動していくことから、成果指標は設定いたしません。

3点目、財政の健全化とし、成果指標は実質公債費比率、将来負担比率の2つとしています。

135ページ、施策6-6、広域行政運営、適切な広域行政によるまちづくりであります。施策の目標は、行政区域を超え、課題、問題の解決や地域振興を推進し、近隣市町との連携に取り組むまちを目指します。

現状と課題は、中空知5市5町では、昭和42年に中空知広域市町村圏組合を設立し、産業観光の分野などで連携した取組を進めています。平成27年には、定住自立圏を形成し、消防、防災の分野でも連携を開始いたしました。また、消防や廃棄物処理、水道事業などにおいて一部事務組合を設置し、連携して事業を実施しています。

中空知5市5町の人口は、過去5年間で11万2,070人から10万2,221人になっており、9,849人が減少しています。地域の課題として、人口減少に伴う働き手不足、公共交通の衰退、医療、介護人材の不足などが挙げられます。

広域連携の取組は、必要な市民サービスの提供につながるなど一定の成果が見られますが、課題の解決までには至っていないところです。

今後も広域連携を継続し、課題解決に向けた取組を進めていく必要があります。

基本事業として、1は広域行政・広域連携の推進とし、成果指標は他市町村などと連携して取り組む事業数としています。

以上申し上げまして、砂川市第7期総合計画の基本計画の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 飯澤明彦君 以上で説明を終わります。

お諮りします。次回委員会の日程は、10月9日及び10月12日から14日までの4日間にしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、次回委員会の日程は10月9日及び10月12日から14日までの4日間と決定しました。

以上で本日の総合計画審査特別委員会を散会いたします。

散会 午前11時38分

委 員 長